○厚生労働省告示第百七十四号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十条の三の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和二年厚生労働省告示第八十五号）の全部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「算定省令」という。）第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。

一　別表の一の項に掲げる基準を満たすこと。

二　別表の九の項に掲げる基準を満たすこと。

三　別表の十の項に掲げる基準を満たすこと。

四　別表の十四の項に掲げる基準を満たすこと又は保険者の責めに帰することができない事由により当該基準を満たさない場合であって、別表の十三の項に掲げる基準を満たすこと。

五　合計点数（別表の上欄に掲げる基準に応じ、当該基準のそれぞれについて同表の下欄に掲げるところにより付した点数の合計をいう。以下この号において同じ。）が、各保険者（健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「算定政令」という。）第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合をいう。）の合計点数の上位百分の二十の範囲に属すること。

別表

基準	点数
一　当該年度の前年度において、次に掲げる基準を満たすこと。 イ　特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十八条第一項に規定する特定健康診査を行う。以下同じ。）の実施率（算定省令第四十条の二第二項に規定する保険者の種類に応じ、それぞれ次に掲げる率（以下「特定健康診査実施率基準値」という。）以上であること。 (1)　健康保険組合（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十一条第一項の規定により設立されたものに限る。以下「単一型健康保険組合」という。）及び共済組合　百分の八十一 (2)　健康保険組合（健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。以下「総合型健康保険組合」という。）、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合　百分の七十六・五 ロ　特定保健指導（法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施率（算定省令第四十条の二第三項に規定する特定保健指導の実施率をいう。以下同じ。）が次に掲げる率（以下「特定保健指導実施率基準値」という。）以上であること。 (1)　単一型健康保険組合及び共済組合　百分の三十 (2)　総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合　百分の十五	次の各号に掲げる率を合計して得た率に二十を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）と十点を合算した点数 一　当該年度の前年度における特定健康診査の実施率から特定健康診査実施率基準値を控除して得た率を一から特定健康診査実施率基準値を控除して得た率で除して得た率 二　当該年度の前年度における特定保健指導の実施率から特定保健指導実施率基準値を控除して得た率を一から特定保健指導実施率基準値を控除して得た率で除して得た率

二　当該年度の前年度における次に掲げる率を把握していること。

イ　被扶養者（算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合にあっては、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十九条第一項に規定する組合員の世帯に属する者（同項ただし書に該当する者を除く。）をいう。ロにおいて同じ。）に係る特定健康診査の実施率を特定健康診査実施率基準値で除して得た率

ロ　被扶養者に係る特定保健指導の実施率を特定保健指導実施率基準値で除して得た率

三　肥満解消率（当該年度の前々年度の特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者（以下「特定保健指導の対象者」という。）（腹囲が八十五センチメートル以上である男性若しくは腹囲が九十センチメートル以上である女性であってBMI（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第一条第四号に規定するBMIをいう。）が二十五以上の者に限る。以下この項において同じ。）に該当した者のうち、当該年度の前年度の特定保健指導の対象者に該当しなかった者の割合をいう。）が正の値であること。

四　当該年度において、特定健康診査の結果を踏まえ、医療機関への受診が必要な加入者に対し、受診勧奨を行い、一定期間が経過した後に、診療報酬明細書等情報等を活用し、当該受診勧奨を受けた加入者の受診状況を確認していること。

五　当該年度の前年度において、医療機関への速やかな受診が必要な加入者の医療機関への受診率（以下この項において「受診率」という。）が、次に掲げる保険者の種類に応じ、当該種類の保険者に係る受診率の平均値以上であること。

イ　単一型健康保険組合

ロ　共済組合

ハ　総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合

六　当該年度において、生活習慣病（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第一条の三に規定するものをいう。次項において同じ。）の治療を受けている加入者に対し、当該疾病の重症化を予防するための次に掲げる基準を実施していること。

イ　当該取組の対象となる加入者の基準が明確であること。

ロ　当該取組として保健指導を行う場合には、医師、保健師、管理栄養士その他の医療関係者が当該保健指導に携わること。

ハ　当該取組を実施する保険者が、加入者の特定健康診査の結果及び診療報酬明細書等情報等を活用し、糖尿病性腎症等に係る重症化リスクの高い加入者の概数を把握していること。

七　前項の基準を満たし、かつ、当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。

イ　前項のイの基準に該当する加入者であって、治療を受けていない者に対し、受診勧奨を行い、又は中断している者に対し、受診勧奨を行い、当該受診勧奨を受けた加入者の受診状況を確認した上で、受診していない者との面談等を実施すること。

当該年度の前年度におけるこの項のイに掲げる率に同欄のロに掲げる率を乗じて得た率に十を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とし、その点数が十点とする。ただし、当該点数を超えるときは、十点とする。）	三点
五点	次の第一号に掲げる率を次の第二号に掲げる率で除して得た数に五を乗じて得た点数と五点を合算した点数 一　この項の上欄の肥満解消率に四十を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とし、その点数が二十点を超えるときは、二十点とする。）から同欄の平均値を控除して得た率 二　一からこの項の上欄の平均値を控除して得た率	三点